

級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

1 行政職給料表

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	269	63.1
主査級	61	14.3
主任主査級	59	13.8
担当課長級	14	3.3
総括課長級	22	5.2
次長級	1	0.2
合計	426	100.0

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	定型的な業務を行う職務	132	31.0	主事	114	主事級
				技師	1	
				医療社会事業士	17	
				計	132	
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	75	17.6	主事	58	主事級
				技師	2	
				医療社会事業士	15	
				計	75	
3級	(1) 本庁の主査又は主任の職務 (2) 病院等の事務局長の係長、主査又は主任の職務 (3) 規模の小さい病院等の事務局長の次長又は課長の職務	62	14.6	係長	2	主査級
				主査	2	
				主任	49	
				主任医療社会事業士	9	
				計	62	
4級	(1) 本庁の特命課長、主任主査又は困難な業務を行う主査の職務 (2) 病院等の事務局長の室長、主任主査又は困難な業務を行う係長若しくは主査の職務 (3) 規模の小さい病院等の事務局長の長又は困難な業務を行う次長若しくは課長の職務 (4) 規模の大きい病院の事務局長の次長又は課長の職務	87	20.4	主任	1	主査級
				主査	26	
				主査医療社会事業士	5	主任主査級
				課長（小規模病院）	5	
				係長	24	
				主任主査	9	
				事務局長次長	1	
				課長（大規模病院）	12	
				上席医療社会事業士	2	
				副主幹	2	
				病院付（主任主査級）	2	
				計	87	
5級	(1) 本庁の担当課長又は困難な業務を行う特命課長若しくは主任主査の職務 (2) 病院等の事務局長の困難な業務を行う室長又は主任主査の職務 (3) 規模の小さい病院等の困難な業務を行う事務局長の職務 (4) 規模の大きい病院の事務局長の困難な業務を行う次長又は課長の職務	47	11.0	主任主査	8	主任主査級
				事務局長次長	15	
				課長（大規模病院）	6	担当課長級
				上席医療社会事業士	1	
				副主幹	1	
				病院付（主任主査級）	2	
				事務局長	5	
				担当課長	8	
				特命課長	1	
				計	47	
6級	(1) 本庁の総括課長、医師支援推進監又は特命参事の職務 (2) 規模の大きい病院の事務局長の職務 (3) 主幹又は技術主幹の職務	8	1.9	事務局長	8	総括課長級
				計	8	
7級	(1) 本庁の高度の知識経験を必要とする総括課長又は医師支援推進監の職務 (2) 規模の大きい病院の高度の知識経験を必要とする事務局長の職務	14	3.3	総括課長	4	総括課長級
				特命参事	1	
				医師支援推進監	2	
				事務局長	7	
				計	14	
8級	本庁の次長又は室長の職務	1	0.2	次長	1	次長級
				計	1	
合計		426	100.0			

(注) 割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。

2 医療職給料表（1）

（1）職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	84	13.7
主査級	14	2.3
主任主査級	145	23.7
総括課長級	347	56.8
次長級	14	2.3
部長級	7	1.1
合計	611	100.0

（2）級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	医療業務を行う職務	98	16.0	医師（主事級）	83	主事級
				歯科医師（主事級）	1	
				医師（主査級）	14	主査級
計	98					
2級	1 病院等の科長、科医長、副地域診療センター長又は診療所長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	145	23.7	医師	2	主任主査級
				科長	31	
				科医長	112	
計	145					
3級	病院等の院長、統括副院長、救命救急センター長、副院長、部長、センター長、室長、副救命救急センター長、部次長、副センター長、参与又は高度の知識経験を必要とする科長、科医長、副地域診療センター長若しくは診療所長の職務	246	40.3	院長	1	総括課長級
				副院長	3	
				科長	153	
				科医長	62	
				部次長	5	
				センター長	3	
				副センター長	4	
				参与	15	
				計	246	
				4級	病院等の理事又は高度の知識経験を必要とする院長、統括副院長、救命救急センター長、副院長、部長若しくは参与の職務	
センター長	5					
副院長	50					
科長	1					
部次長	12					
部長	8					
参与	12					
理事	12					
院長（次長級）	12					
統括副院長	2					
院長（部長級）	7	部長級				
計	122					
合計		611	100.0			

（注）割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。

3 医療職給料表(2)

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	500	53.3
主査級	346	36.9
主任主査級	22	2.3
担当課長級	52	5.5
総括課長級	18	1.9
合計	938	100.0

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	病院等の診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、管理栄養士、栄養士又は歯科衛生士（以下「診療放射線技師等」という。）の職務	18	1.9	診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 管理栄養士 計	1 2 2 5 2 5 1 18	主事級
2級	(1) 病院等の薬剤師、臨床心理士、公認心理師の職務 (2) 病院等の困難な業務を行う診療放射線技師等の職務	235	25.1	薬剤師 公認心理師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 理療士 管理栄養士 計	25 4 38 69 16 39 18 8 2 16 235	
3級	(1) 病院等の主任薬剤師、主任臨床心理士、主任公認心理師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任管理栄養士、主任栄養士又は主任歯科衛生士（以下「主任薬剤師等」という。）の職務 (2) 病院等の困難な業務を行う薬剤師又は臨床心理士の職務 (3) 病院等の特に困難な業務を行う診療放射線技師等の職務	265	28.3	薬剤師 公認心理師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 管理栄養士 歯科衛生士 主任薬剤師 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任作業療法士 主任言語聴覚士 計	59 3 40 38 20 30 25 5 8 18 1 10 5 1 1 1 265	
4級	(1) 本庁の主査の職務 (2) 病院等の臨床心理科長、副臨床検査技師長、副診療放射線技師長、副リハビリテーション技師長、栄養管理科次長、主査薬剤師、主査臨床心理士、主査公認心理師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査栄養士又は主査歯科衛生士の職務 (3) 病院等の困難な業務を行う主任薬剤師等の職務 (4) 規模の小さい病院等の診療放射線技師長、臨床検査技師長、臨床工学技師長、リハビリテーション技師長、栄養管理科長又は薬剤科次長（以下「診療放射線技師等」という。）の職務	318	33.9	主査 診療放射線技師長 臨床検査技師長 薬剤科次長 副診療放射線技師長 副臨床検査技師長 副リハビリテーション技師長 栄養管理科次長 主査薬剤師 主査公認心理師 主査診療放射線技師 主査臨床検査技師 主査臨床工学技士 主査理学療法士 主査作業療法士 主査視能訓練士 主査言語聴覚士 主査管理栄養士 主査歯科衛生士 主任薬剤師 主任公認心理師 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任臨床工学技士 主任理学療法士 主任作業療法士 主任視能訓練士 主任言語聴覚士 主任管理栄養士 主任歯科衛生士 計	1 5 5 1 14 16 11 1 15 1 25 26 5 9 7 6 4 7 1 38 4 38 27 11 15 6 8 3 7 1 318	主査級
5級	(1) 主任主査の職務 (2) 病院の薬剤部次長の職務 (3) 規模の小さい病院の薬剤科長の職務 (4) 規模の大きい病院の診療放射線技師長等の職務 (5) 特に規模の大きい病院の副診療放射線技師長又は副臨床検査技師長の職務	79	8.4	特任公認心理師 特任診療放射線技師 特任臨床検査技師 特任臨床工学技士 副リハビリテーション技師長 主査薬剤師 主任診療放射線技師 薬剤科次長（大規模病院） 副診療放射線技師長（特に規模の大きい病院） 副臨床検査技師長（特に規模の大きい病院） 栄養管理科次長（大規模病院） 薬剤部次長 薬剤科長 診療放射線技師長（大規模病院） 臨床検査技師長（大規模病院）	1 2 2 1 2 1 1 13 2 3 1 3 5 13 13	

				リハビリテーション技師長（大規模病院）	8	担当課長級
				栄養管理科長（大規模病院）	8	
				計	79	
6級	(1) 本庁の診療放射線指導監、臨床検査指導監若しくはリハビリテーション指導監督又は栄養管理指導監の職務	21	2.2	栄養指導監	1	総括課長級
	(2) 病院等の困難な業務を行う薬剤部次長の職務			リハビリテーション指導監	1	
	(3) 規模の大きい病院の薬剤科長の職務			リハビリテーション技師長（特に規模の大きい病院）	2	
	(4) 特に規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長若しくはリハビリテーション技師長又は栄養管理科長の職務			栄養管理科長（特に規模の大きい病院）	1	
				診療放射線指導監	1	
				臨床検査指導監	1	
				薬剤科長（大規模病院）	14	
				計	21	
7級	(1) 本庁の薬事指導監又は高度の知識経験を必要とする診療放射線指導監、臨床検査指導監若しくはリハビリテーション指導監又は栄養管理指導監の職務	2	0.2	薬事指導監	1	総括課長級
	(2) 病院等の薬剤部長の職務			薬剤部長	1	
	(3) 特に規模の大きい病院の高度の知識経験を必要とする診療放射線技師長、臨床検査技師長若しくはリハビリテーション技師長又は栄養管理科長の職務					
				計	2	
	合計	938	100.0			

(注) 割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。

5 技能職等給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	(1) ボイラー技士の職務 (2) 運転技士の職務 (3) 調理師の職務 (4) 電話交換手の職務 (5) 技能士の職務 (6) 事務補助員の職務 (7) 作業手の職務	103	52.6	調理師	16
				技術補助員	87
				計	103
2級	(1) 相当の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 相当の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 相当の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 相当の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 相当の技能又は経験を必要とする作業手の職務	6	3.1	調理師	6
				計	6
3級	(1) 相当高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 相当高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 相当高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 相当高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 相当高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 相当高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 相当高度の技能又は経験を必要とする作業手の職務	0	0.0	計	0
				計	0
4級	(1) 高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 高度の技能又は経験を必要とする作業手の職務	12	6.1	調理師	12
				計	12
5級	(1) 特に高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 特に高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする作業手の職務	75	38.3	主任調理師	24
				調理師	51
				計	75
合計		196	100.0		

(注) 割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。